

光市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年5月17日

光市監査委員 松 本 利 幸

同 河 村 龍 男

令和 2 年度

定期 監査 報告 書

光市 監査 委員

定期監査の結果報告

1 監査の時期 令和2年12月22日から令和3年4月23日まで

2 監査の対象

(1) 市長部局

ア 市民部 生活安全課、人権推進課、地域づくり推進課

イ 環境部 環境政策課、下水道課

ウ 福祉保健部 福祉総務課

エ 経済部 農林水産課、商工観光課 公共交通政策課

(2) 教育委員会 教育総務課、文化・社会教育課、体育課

3 監査の目的

補助金等の交付に当たって、地方自治法に定める「公益上の必要性」に照らし、「交付の目的」が公益に資するものとなっているか、対象経費や算出根拠などの「補助の基準」が明確に示されているか、また、交付に至る一連の事務処理等が適正になされているかなど、補助金交付の実態を把握し、今後の適正な事務の執行に資することを目的として実施した。

4 監査の観点

(1) 交付の目的、補助の基準等について

ア 法令等（条例・規則・要綱等）の根拠があるか

- ・ 交付の目的が明示され、公益上の必要性が十分に整理されているか
- ・ 補助の基準（対象範囲、事業期間、算出根拠等）が明示されているか

(2) 交付に係る事務処理、交付決定書（指令書）について

- ・ 申請に際し必要書類が添付されているか
- ・ 交付決定書（指令書）に必要な条件等が記載されているか
- ・ 支払の時期や方法が適切か

(3) 事業終了後の事務処理について

- ・ 実績報告書及び必要書類が速やかに提出されているか
- ・ 事業内容、収支状況、補助金等の使途について確認・検証がされているか

5 監査の方法

行政事務の執行が、関係法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて監査した。なお、監査に当たっては、あらかじめ15事業を抽出し、所管課から監査資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から状況を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正な事務執行がなされていたが、改善検討を要する事項が数点見受けられたので対応されたい。

(1) 補助の基準等について

ア 定額で補助されているものが多く見受けられたが、補助対象経費が明確になっていない例があった。交付要綱が定められていない補助金については、交付決定起案において「補助対象経費の範囲」や「算定基準」を明記されたい。

イ 事業計画書や予算書等での支出内訳に、「〇〇活動費」「〇〇研究集会」といった事業の名称のみにとどまり、具体的なテーマや実施内容が記載されていない例があった。これは、交付の適否を判断する上で重要な申請書類であることから、申請者に対しては適正な書類の作成・提出を求められたい。

また、補助金の事業内容（事業計画・実績報告等）、事業経費の会計処理、補助効果等、関係書類の審査を十分に確認できる体制を所管課で構築されたい。

(2) 交付に係る事務処理について

交付決定起案に添付する「補助金・交付金調書」において、過去3年間の業務評価がA評価であっても起案の中で補助の削減対象事業としたり、業務の進め方に何らかの改善を必要とするB評価であっても定額補助を継続し、改善に向けた業務の検討が不十分な例があった。所管課においては事務事業評価を、事業への的確に反映するとともに、その整合性に十分留意されたい。

(3) 事業終了後の事務処理について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、補助対象事業が実施されな

かった場合の精算については、実績報告書等を十分に精査し適正に処理されたい。

(4) 最後に

補助金の交付は、地方自治法の規定により、公益上必要性の高い事業や活動を支援し、行政サービスを補完する意味からも、市民福祉の向上に一定の役割を果たしている。しかしながら、社会情勢の変化による補助目的の相対的な低下、あるいは終期設定がなく長期にわたり慣例的に補助するなど、抜本的な見直しがされないままに事務処理が行われている例が見受けられた。市民からの税金を使って交付する以上、支出には透明性の確保や説明責任が強く要求されることは言うまでもなく、あらためて、全ての補助金について、その必要性、費用対効果、補助率の適正化、中長期的な政策目標との整合性、他の代替的方法に比べての優位性、経費負担のあり方など、多角的視点から検証され、第3次行革大綱及び実施計画に沿った各種補助金の見直しを進められたい。また、今後において、内部統制の観点からも交付手続きの共通ルール化を図るなど、より適正かつ効率的な事務処理に必要な取組みがなされるよう要望する。

なお、部局別の軽易な過誤等についてはヒアリング聴取及び講評の際に関係所管に改善等を指示したので記述を省略した。